「接続料の算定等に関する研究会(第44回)」 ヒアリング資料



将来原価方式における予測値の算定方法

п

今後の精緻化について

研究会におけるこれまでの議論・当社対応

課題

- 予測値の算定方法の適正性確保の観点(予測と実績の乖離の狭小化の観点)から、 予測対象年度の見込みの反映が適切に行われているかを検証
- 特定の予測値の算定対象項目について、予測対象年度における見込みをほとんど反映していないケースが存在



結論

■ 予測値の算定は、<u>原則として算定区分の全て(設備管理運営費の各区分、正味固定</u> 資産価額の各区分及び需要)において、予測対象年度における見込みを適切に反映 することが求められるものであると整理することが適当



当社の対応

算定区分の全てにおいて予測対象年度の見込みを反映し、 算定方法の適正性向上に努めた

見直し後の予測方法

- ▶ 全ての算定区分において、予測時点の最新の見込みを用いた算定方法に変更
- ▶ 人件費・経費といった全社レベルでの費用の低減目標を用いて、各費用項目に適切に分計
- ▶ 減価償却費・通信設備使用料等については適切に反映

20年度 設備管理運営費 予測方法

予測年度における見込みの考え方

予測接続料原価

構成員限り

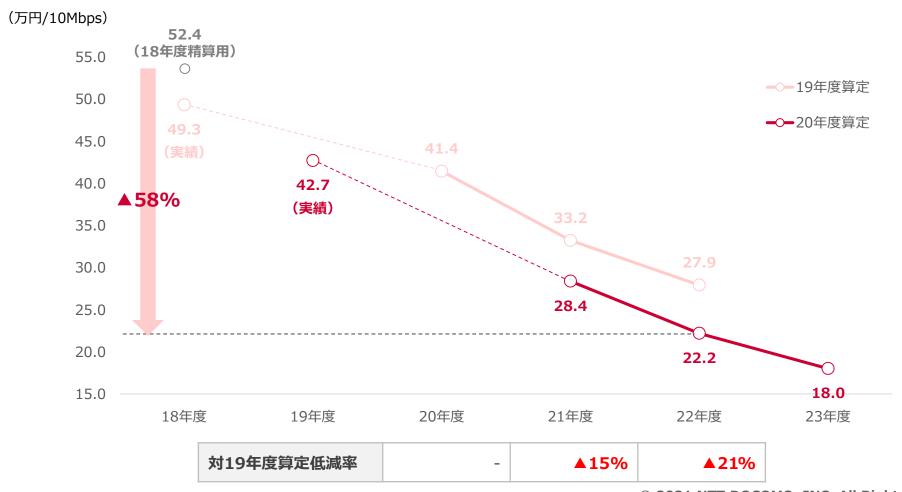
各算定区分の予測結果

▶「5Gギガホプレミア」「ahamo」導入に伴う5G本格普及の反映により、需要は増加するが、コスト効率化等により接続料原価は後年抑制される見込み

接続料原価 構成員限り	正味固定資産	需要

将来原価接続料の算定結果

- ▶ 最新の見込みを用いることで、接続料水準は19年度算定の水準から低廉化
- ▶「アクション・プラン」で求められた対18年度精算用の22年度水準は▲58%



I

将来原価方式における予測値の算定方法

Ⅱ 今後の精緻化について

βに対する考え方

- βに係るワーキングチーム*での検討においては、適正性確保の観点から当社βが 最も「移動電気通信事業に係るリスク」を反映するものとして採用された
- ⇒ 当社上場廃止により見直しを行う場合、当時のワーキングチームの議論内容を 踏まえた慎重な検討が必要

当時のβに係るワーキングチーム*での議論内容

課題

- 各事業者によってβの算定方法が異なっていた
- 移動通信事業のみを専業として行っている上場企業が存在しないため、「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な指標を探すことが必要

結論

- 営業収益に占める移動通信事業の割合 が8割 (15年度) であることを踏まえ、<u>当社</u> のβが最も「移動電気通信事業に係るリ スク」を反映
- 接続料算定のβは**当社の株価βをベース** に各事業者の財務状況に係るリスクを勘 案したものが適当



βに係る今年度の算定方法

今年度の算定において、当社βの計測可能期間はこれまでと大きく変わらないことから、 引き続き当社βを用いることとしてはどうか

移動電気通信事業の割合* 当社 6割 **KDDI** 4割 ソフトバンク 4割

移動電気通信が主たる事業者は依然当社

当社βの計測可能期間

■ 21年度算定における計測期間

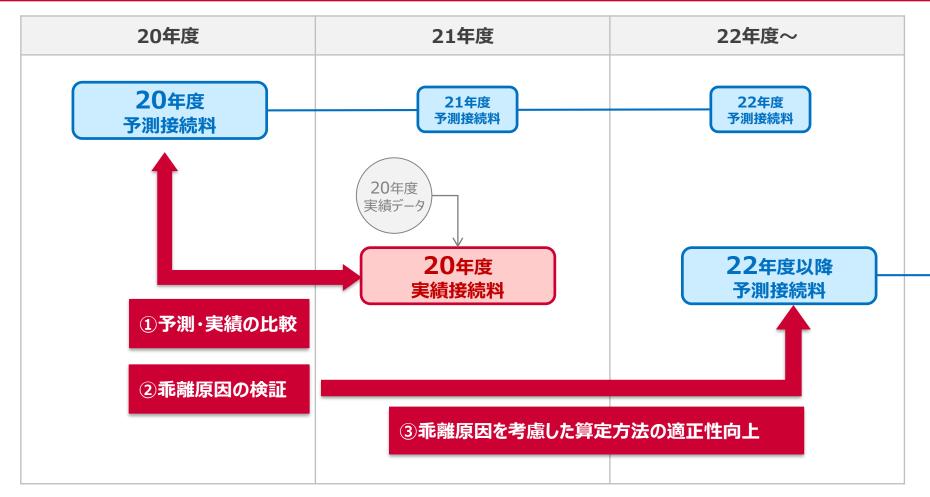


■ 計測可能期間



予測方法のさらなる見直し

本年12月の実績接続料の算定結果に基づき、予測接続料との乖離の原因を 検証し、算定方法のさらなる適正性向上に努める



APPENDIX

1. 予測の算定方法について



1

MVNOガイドラインにおいて、原則として、予測対象年度における見込みを反映することとなっているところ、算定に見込みを用いていない部分がある場合、何故用いていないのか。

回答

▶ 20年度に算定した予測接続料からは全ての算定区分で見込みを用いております。

2

昨年度より省令様式を改正し、算定根拠における予測値の算定方法は「予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み(設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。)並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること」とされているところ、貴社の算定方法は省令を踏まえ、検証可能な十分な記載があるといえるか。

回答

▶ ヒアリング資料のスライド3「見直し後の予測方法」の通りです。

3

各社の算定方法が異なる場合、その差異についてどう考えるか。また、今後適正性の評価について具体的にどのように行っていくべきと考えるか。

回答

- ➤ MNO3社で事業戦略や業務運営方針が異なるように、資産や費用の構成も異なります。
- ▶ 予測の算定の精緻化に向けて重視すべきは、各社の戦略・方針に基づくコストや需要等が各算定区分に適切に反映されることであることから、算定の方法の差異の有無ではなく各社の状況を踏まえた適正性の評価を実施すべきと考えます。

1. 予測の算定方法について



(4)

2019年度末に提出された予測値(2021年度、2022年度)と2020年度に提出された予測値の差異が発生した理由は何か。また差異があることによる接続料の支払い等への影響をどのように考えるか。

回答

- ▶ 19年度に算定した予測方法は一部を除き、費用項目ごとに直近3年間の実績をもとにトレンドにて20~22年度の費用を予測しておりました。
- ▶ その後、接続料の算定等に関する研究会で取りまとめられた第四次報告書において「原則として予測値の算定区分の全てにおいて 予測対象年度における見込みを適切に反映することが適当」と結論付けられたことから、20年度の算定においては将来予測接続料の算定時点における最新の経営的な視点を織り込んだ見込みを全ての算定区分で用いる方法に変更いたしました。
- ▶ 19年度に算定した21年度・22年度予測接続料については、接続料支払いに用いていないため、予測値の差異は接続料支払いに直接的には影響いたしません。

(5)

算定方法に関し、情報開示告示において、「予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。)に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)に関する情報」を請求に応じ開示することになっているところ、MVNOに十分な情報開示を行っている又は行う予定があるか(MVNOによる請求の有無、自主的な開示の是非を含めて回答されたい)。

回答

≫ 総務省に提示した算定根拠資料の「予測値の算定方法」をそのまま提示させていただいており、十分な情報開示を行っていると考えます。

2. 原価について



1

昨年度より省令様式を改正し、算定根拠において原価の抽出の状況を各社より提出を受けているところ、抽出の方法が大きく異なる場合、算定の適正性の観点から望ましくないのではないか。算定根拠で更に詳細を求めるなどより一層調査を進め、ルールの統一を図っていくことについて、どのように考えるか。

回答

- ▶ 1-①でも回答させていただいた通り、MNO3社で事業戦略や業務運営方針が異なるように、資産や費用の構成も異なります。
- ▶ 仮に、費用控除等に統一ルールを導入する場合、各社の戦略・方針に基づくコストが接続料原価に適切に反映されず、コスト回収漏れ等の問題が生じる恐れがあるため、慎重な議論が必要と考えます。

2

上記の観点から、例えば、まずはガイドラインにおいて、直課の項目と配賦の項目について例示する等、一定の解釈を示すこととしてはどうか。

回答

- 各社の算定において直課の項目が大きく異なっているのであれば、まずは直課の項目の考え方について整理を図る必要があると考えます。
- ▶ なお、その際には、各社の事業戦略や業務方針により資産や費用の構成に差分が生じうること、ルールを統一することでMNOにコスト回収漏れを生じさせないことにも留意した慎重な議論が必要と考えます。

3

現在、MVNOガイドラインにおいては、回線容量課金対象外費用及び接続料原価対象外費用の例示が記載されているところ、算定根拠等における調査の結果を踏まえ、例示の記載を更新するサイクルを継続的に回すべきではないか。

回答

▶ 2-②で回答させていただいた通り、慎重な議論が必要と考えます。

2. 原価について



4

設備に紐づく費用が接続料原価の大宗を占めることから、原価についてより精緻な検証を行うため、また利潤のもととなるレートベースについても検証を進めるべきことから、固定資産の配賦状況についても同様に詳細な報告を求めることが必要ではないか。

回答

▶ 当社は第二種指定電気通信設備会計規則第五条に基づき、固定資産の配賦方法を資産区分別に配賦整理書に、また音声伝送役務・データ伝送役務等に配賦された固定資産額を接続会計報告書にて報告しております。

3. 利潤について (βの算定方法について)



1

算定の枠組みについて、前回改定時における考え方を踏襲し、案 1 (移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価β (株価から直接算定したβをいう。以下同じ。)、案 2 (各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価β、非上場の場合は親会社の株価βを元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。)、案 3 (複数の移動通信事業者のアンレバードβを加重平均したものをリレバーする。)のいずれかを考えたとき、NTTドコモに代わり、他のMNOとの比較において「移動電気通信事業」を1社で体現するような特定の事業者は存在しないと考えられること、接続料算定に用いられる事業リスクは移動通信事業者間で同じであるべきであることから、案3を基本とすることについてどう考えるか。

回答

▶ 前回改定時の議論内容を踏まえ、接続料算定の基本的観点である「適正性確保の観点」から上記の案1・2・3に限らず移動電気通信事業に係るリスクを適切に反映できる方法について、本研究会等を通じて慎重に議論すべきと考えます。

2

ソフトバンク株式会社については、通信会社の株価が2019年度以降しかデータがなく、株価βの算定期間が3年間確保できないことについてどう考えるか。

回答

- ソフトバンクのβで取得できる期間よりも、当社の上場廃止までのβの方が取得期間が長いことから、移動電気通信事業に係るリスクを適切に反映できる方法の結論が出るまでは当社のβを引き続き用いることが望ましいと考えます。
- ▶ なお、来年度以降であれば、ソフトバンクのβの算定期間は3年間確保できる認識です。

3. 利潤について (βの算定方法について)



(3)

仮に案 3 を採用する場合、各社のアンレバードβの加重平均に当たっては、複数の移動通信事業者として、どの社を選択すべきか。また重みづけは何で行うべきか(時価総額か、収益ベースか)

回答

3-①の回答の通りです。

4

株価β算出のための株価の計測期間及び採録頻度、財務リスクの勘案方法、βの上限値等その他の事項について、従来のとおりの考え方を踏襲してよいか。

回答

- 現在のβの算定方法は、16年度のワーキンググループにおける議論を踏まえて、移動電気通信事業に係るリスクを適切に反映することが重要であるという考えに基づき決定されたものであり、その考え方自体は踏襲することが適当だと考えます。
- また、今般の議論は当社の上場廃止に伴うものであり、株価の計測期間・採録頻度・財務リスクの勘案方法・βの上限値等について 特段見直しが必要な状況であるとは考えておりません。

(5)

新算定方式はいつから開始すべきか。(期待自己資本利益率の算定にあたっては、各年度末のβを用いて各年度の期待自己資本利益率を算定し、その3年平均をとっているところ、旧算定方式が適用できない年度(2020年度実績)から部分的に置き換えていくべきか。さかのぼって新算定方式で3年度分全てを置き換えるべきか。)。

回答

スライド8「βに係る今年度の算定方法」の通りです。

4. 需要について



1

需要の算定方法について、ガイドラインにおいて「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする」と規定されているのみであり、具体的な推計の手法等については必ずしも明確にはされておらず、また、実際に各社がどのように算定しているかについては、接続料の算定根拠にその値及び算定方法の概要が記載されるのみである。他方、MVNOの経営に多大な影響を与えたMNOの「廉価プラン」に関する費用構造分析(いわゆるスタックテスト)を行ったところ、検証結果を大きく左右する要素の一つとして、MNOによる需要算定についての考え方が挙げられ、必ずしもMVNOにとって十分な予測可能性が確保されているとは言いがたい状況が明らかになった。こうした点を踏まえ、各社の需要に対する考え方を精緻に調査し、考え方の統一を図っていくことについてどう考えるか。

回答

構成員限り

- ▶ MVNOの予見性を向上させるためには、考え方の統一よりも MVNOが直接的に予見性向上につながる取り組みを検討すべきと考えます。
- ▶ これらの取り組みについては、事業者間協議を通じて検討を進めていくべきと考えます。

2

現在の需要の算定方法を踏まえ、「MNOが直面する需要」と、「MVNOが直面する」は同等のものとなっていると評価できるか(理由を含む)。

回答

▶ 当社の需要とMVNOの需要は、同等箇所の設備帯域を取得しているため、公平性は担保されているものと考えます。

4. 需要について



(3)

MVNOが恩恵を享受しているという観点から、設備の冗長や予備に該当するものの扱いについてどう考えるか。(原価及び需要のいずれにも算入する/原価には算入するが需要には算入しないのいずれとすべきか。)

回答

- ▶ 災害等により基地局や伝送路等が使えなくなった場合、冗長設備・予備設備があることでMVNOは通信を継続することが可能です。
- ▶ MVNOは上記の便益を享受していることから、これらの設備については接続料原価に算入させていただいております。一方、これらの設備に定常的に通信を行っているものではないことから、需要には算入しておりません。

構成員限り

4

予測算定の精緻化とその検証のサイクルを継続的に行うため、需要の算定方法について、例えば、算定根拠となる詳細のデータを毎年総務省に提出し、検証を行うこととしてはどうか。

回答

▶ 当社は需要の予測について、見込みをそのまま用いていることから上記の検証は適さないと考えます。

(5)

実トラヒックと需要には一定の関係性があることから、上記検証を補完し、より適正な算定を確保するため、実トラヒックについても総務省に対し毎年報告を提出することについてどう考えるか。

回答

実トラヒックは四半期に一度総務省に報告させていただいている認識です。